

広島高裁総第101号

令和6年2月22日

山中理司様

広島高等裁判所長官 中山孝雄



司法行政文書不開示通知書

1月9日付け（同月12日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

広島高地裁懇談会の議事録（直近に開催されたもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課文書第二係 電話082(221)2411 (内線3250)